

「サニックスでんき 電気のトラブル駆けつけサービス」利用規約

第1条（目的）

「サニックスでんき 電気のトラブル駆けつけサービス」利用規約（以下「本規約」といいます。）は、株式会社サニックス資源開発グループ（以下「当社」といいます。）が提供する「サニックスでんき 電気のトラブル駆けつけサービス」（以下「本サービス」といいます。）の利用に関して定めるものです。

第2条（内容）

1. 当社は、第4条に定める会員資格を有する者（以下「会員」といいます。）に対し、本サービスを提供します。
2. 当社は、本サービスの提供を東京電力パワーグリッド株式会社（以下「東京電力P G」といいます）に委託します。
3. 第4条に定める会員が、第6条に定める本サービス対応窓口へ本サービスの利用を申し込むことをもって、本規約に同意したものとみなします。

第3条（用語の定義）

本規約において、次の各号に掲げる用語の定義は以下のとおりとします。

- (1) 「需要場所」とは、電気の契約の単位であり、原則として、1つの建物（例えば、一戸建住宅やマンションの1戸等をいいます。）に対して1つの契約を結びます。
ただし、1つの建物に対し複数の契約がある場合、需要場所とは、対象の電気需給契約に紐づく電気設備に限るものとします（例：電灯契約および動力契約が存在し、電灯契約のみの電気需給契約がある場合、動力契約に基づく電気設備はサービス対象外となる）。
- (2) 「本サービス対象物件」とは、会員が本サービスの提供を受ける需要場所のことをいいます。

第4条（会員資格）

1. 会員は、原則として、栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県および静岡県（富士川以東）の供給区域において、当社が定める電気需給約款〔低圧〕に基づくご契約をいただいている方を対象とします。
2. 本サービス対象物件は、当社に電気の供給場所として、電気需給契約の申込みをいただいた住所と同一の場所とします。
3. 本サービス対象設備は、会員が本サービスの提供を受ける需要場所で使用される低圧（標準電圧100ボルトまたは200ボルト）の電気機器および電気配線とします。
4. 会員は、当社との電気需給契約および本サービスの利用に関する契約を解除した時点で、理由の如何を問わず会員資格を喪失するものとします。

第5条（利用期間、利用料金）

1. 毎月15日を基準日とし、基準日時点で、当社の電気を供給開始させていただいている会員は、基準日を含む月の翌月から本サービスをご利用いただけるものとします。
2. 本サービスの利用料金は、無料とします。

第6条（本サービスの内容）

1. 会員は、本規約および当社のウェブサイト等に記載された内容に従って、会員の電気設備トラブルに起因する停電等が生じたときは、東京電力P Gが24時間365日受付する本サービス対応窓口、または、当社へ電話連絡することで、次号に掲げる出張サービス等を受けることができます（但し、非常変災等の場合を除きます。）。
 - (1) 電話等を使用しての設備状況確認（需要者への復旧方法説明含む）
 - (2) 目視および測定器等による点検
 - (3) 停電等発生原因の調査
 - (4) 応急処置（異常のない電気設備への送電等）
 - (5) 電気工事店紹介
 - (6) 電気安全に資するアドバイス（経年設備の更新や防災を目的とした設備案内等）
2. 当社は、前項第1号のサービスについて以下の場合を除いて、実施いたします。
 - (1) 動力設備および集合住宅等の共用設備に起因する電気トラブルの場合
 - (2) 異臭、火花が散る、感電等災害発生に繋がる場合
 - (3) 受け答えがスムーズにできないなど会員とのコミュニケーションが難しい場合なお、本サービスについては会員の承諾を得た上でのご提供となり、会員の安全等が確保できないと判断される場合、会員からの求めがあったとしても、前項第2号から第6号の出張サービスにてご対応いたします。
3. 当社は、以下の場合、東京電力P Gによる有料でのご提供、または作業等をお断りする場合があります。
 - (1) 60分を超える作業を要する場合の作業
 - (2) 部品交換が発生する場合の交換部品代および作業
 - (3) 不具合箇所の部品交換・本体交換・器具設置による処置が必要な場合に、当該部品交換・本体交換・器具設置をせずに同一箇所で不具合が発生した場合の2回目以降の作業
 - (4) 測定器を会員宅内に設置し、その結果を分析し漏電箇所を特定する「細密漏電調査」に伴う作業
 - (5) その他多額の費用を要する、技術的に容易ではない等の作業
 - (6) 台風等の異常気象、地震等の天災地変、暴動等の非常事態の場合等本サービスを提供することが困難または危険が伴うことが予測される場合の作業
 - (7) その他当社または東京電力P Gが不適切であると判断する作業
4. 会員が前項の作業等を希望し、東京電力P Gが作業等を行うことが可能であると判断した場合は、東京電力P Gが会員に対して、作業料等の見積もりを行い、会員に提示します。会員は、自らの判断で、東京電力P Gに対して、直接、作業等の申込みを行うものとし、作業等の完了後、東京電力P Gに対して、作業料等を支払うものとします。この場合、会員は、当社が東京電力P Gの作業等に関して、一切の責任を負わないことに予め同意するものとします。
5. 会員は、本サービスの提供に伴って一時停電する場合があること、また停電により電気機器の故障やパソコンのデータの消失等（以下「故障等」といいます。）が生じる場合があることについて、予め承諾することとします。会員は、自己の責任において、東京電力P Gが本サービスに着手する前に、電気機器のコンセントを抜いたり、必要なデータのバックアップを取ったりすることにより、

故障等の損害を回避するために必要な措置を講じるものとします。

6. 会員は、本サービスが現場への出動や電話等の対応までの時間を保証するものではなく、天候・交通状況・作業員の作業状況等により現場へ出動や電話等の対応に時間を要する場合があること、また栃木県、茨城県、埼玉県、静岡県の一部地域（※）においては、土曜日、日曜日、国民の祝日〔国民の祝日に関する法律に規定される国民の祝日をいう。〕ならびに12月29日から1月3日〕、平日0:00～9:00 および平日17:00～24:00 に電話受付した場合は、翌営業日（12月29日から1月3日の場合は1月4日）以降の現場への出動や電話等の対応になることに予め承諾することとします。

※一部の地域には、下記の地域が含まれます。

a. 栃木県

下都賀郡野木町野木、下都賀郡野木町野渡、栃木市藤岡町下宮

b. 茨城県

日立市、北茨城市、高萩市、常陸太田市岡田町の一部、常陸大宮市、常陸太田市、久慈郡大子町、かすみがうら市、行方市の一部、東茨城郡茨城町の一部、東茨城郡大洗町の一部、鉾田市、小美玉市、常総市、つくばみらい市、坂東市、つくば市の一部、結城郡八千代町の一部、結城市の一部、猿島郡境町、下妻市、古河市

c. 埼玉県

秩父郡小鹿野町、秩父郡長瀬町、秩父郡皆野町、秩父市、秩父郡横瀬町、加須市の一部

d. 静岡県（富士川以東）

沼津市、御殿場市、駿東郡小山町、伊豆市、伊豆の国市、熱海市、伊東市、下田市、賀茂郡東伊豆町、賀茂郡阿津町、賀茂郡南伊豆町、賀茂郡松崎町、賀茂郡西伊豆町

第7条（利用方法）

1. 会員は、本規約および付属する規定（以下「利用規約等」といいます。）に従い、自らの責任と負担により本サービスを利用するものとします。
2. 当社および東京電力PGは、当社および東京電力PGに帰責事由があった場合を除き、前項の利用規約等にかかわるトラブル等については一切責任を負わず、会員は当該トラブル等を自己の負担と責任でその紛争の一切を解決するものとします。
3. 本サービスにおいて、賃貸物件等の当該物件の所有者以外の入居者が会員である場合、設備改修等の作業が必要なケースについては、所有者の承諾の上での対応となります。なお、所有者への了解は会員が得るものとします。

第8条（サービスの中断または中止）

1. 本サービスに関して、担当者の作業状況・天候・交通事情、本サービスの提供に必要なシステム等が使用できない場合、その他運用上または技術上の理由等により、一時的に中断または中止することがあります。
2. 当社および東京電力PGは、故意または重過失がない限り、本サービスの中断、中止、遅滞、変更、本サービスの提供による会員の建物・設備・電気機器の損傷（機能障害を含みます。）等、一切の行為に関して、損害賠償等いかなる責任も負わないものとします。また、当社および東京電力PGの故意または重過失による場合の損害賠償の範囲は、通常の事情から生じた直接の損害に限定される

ものとし、当社および東京電力P Gは、予見可能性の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益および間接損害については、一切の責任を負わないものとします。

第9条（会員の義務）

会員は、次の義務を負います。会員は本サービスを利用する場合、会員と同等の義務を負うことを利用者に承諾させるものとします。なお、利用者とは、当社および東京電力P Gが本サービスの利用を認めた本サービス対象物件に居住する方をいいます。

- (1) 利用規約等により提示された事項を遵守すること。
- (2) 本サービスを利用資格のない第三者に提供しないこと。
- (3) 本サービスを営業行為等、他の目的に使用しないこと。
- (4) 本サービスの利用特権を第三者に譲渡、貸与、売却ならびにこれらに準ずる行為を行わないこと。
- (5) 本サービスの秩序を乱す行為をしないこと。
- (6) 法令に反し、または違反のおそれのある行為あるいは、本サービスの円滑な運営に支障をきたすような行為をしないこと。

第10条（利用規約等の変更および終了）

1. 当社は、本サービスの運営上必要と判断した場合、会員の了承を得ることなく、利用規約等を変更することがあります。この場合、変更された規約は、当社のウェブサイト上でご確認いただけます。
2. 当社は、本サービスの全部または一部の提供を終了することがあります。この場合、当社は、事前または事後に、当社のウェブサイト等の電子情報処理組織を使用する方法またはその他の情報通信の技術を利用する方法により、会員に対し通知します。
3. 当社は、本条に基づき本サービスの全部または一部の提供を終了することにより、本サービスに関して、損害賠償等いかなる責任も負わないものとします。

第11条（損害賠償）

会員が利用規約等に反した行為、または不正もしくは違法な行為によって当社および東京電力P Gに損害を与えた場合、当社および東京電力P Gは会員および利用者に対して当該損害の賠償請求を行うことができるものとします。

第12条（免責事項）

1. 当社および東京電力P Gは、本規約および当社のウェブサイト等に掲載された利用方法の違反等、会員の責めに帰すべき事由により生じた損害等については、その責めを負わないものとします。
2. 当社および東京電力P Gは、当社および東京電力P G以外の者の責めに帰すべき事由により生じた損害、会員の本サービスの利用の際に生じた第三者とのトラブル等については、その責めを負わないものとします。

第13条（反社会的勢力の排除）

1. 会員は、次の各号のいずれかにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものとします。

- (1) 自ら（法人その他の団体にあっては、自らの役員を含みます。）が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等その他これに準じるもの（以下総称して「暴力団員等」といいます。）であること。
 - (2) 会員が法人その他の団体の場合にあっては、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - (3) 会員が法人その他の団体の場合にあっては、暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - (4) 自らもしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって取引を行う等、暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - (5) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること。
 - (6) 会員が法人その他の団体の場合にあっては、自らの役員または自らの経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
2. 会員は、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれか一つでも該当する行為を行わないことを保証するものとします。
- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い、または威力を用いて、当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為

第14条（個人情報の取り扱い）

当社は、本サービスの提供で取得した会員および利用者の個人情報については、当社個人情報保護方針に従い、適切に取扱います。

第15条（準拠法および管轄裁判所）

本規約に関する準拠法は日本法とし、本規約または本サービスに関連して、会員と当社の間で紛争が生じた場合は、第一審の専属的合意管轄裁判所を東京地方裁判所または東京簡易裁判所とします。

以 上

株式会社サニックス資源開発グループ